経済財政運営と改革の基本方針 2026

「責任ある積極財政」元年

～日本の挑戦を起動する！～

（抜粋）

令和８年７月 21 日

閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針 2026
（目次）

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方 ―――――――――――――― *1*

１．「強い経済」の実現に向けて

２．将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保 ―――――――――― *4*

１．「強い経済」の実現

（１）「日本成長戦略」の推進

（２）成長基盤の強化

（３）強い地域経済の構築

（４）人材力の強化・人材総活躍

２．強い外交・安全保障の確立

（１）外交力・安全保障・情報力の強化

（２）経済安全保障の強化

３．国民の安全・安心の確保

（１）防災・減災・国土強靱化の推進

（２）東日本大震災・能登半島地震への対応

（３）治安・安全の確保

（４）外国人政策の推進

第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」　――――― 24

１．「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

２．全世代型社会保障の構築
（１） 社会保障と税の一体改革の推進
（２） 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

３．主要分野ごとの重要課題と取組方針
（１） 少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進
（２） 公教育の再生、研究活動の活性化
（３） 戦略的な社会資本整備の推進
（４） 持続可能な地方行財政基盤の強化

４．計画推進のための取組の強化

第４章　当面の経済財政運営と令和９年度予算編成に向けた考え方　― 37

１．現下の経済情勢と当面の経済財政運営について

２．新たな予算編成の在り方と令和９年度の基本方針

地理空間（G空間）情報の充実や利活用に向け、第５期「基本計画」[22]を2026年度内に策定し、ＡＩ技術の活用など「新たな共通基盤」構築に向けた重点戦略を策定・推進する。こうしたG空間情報を活用して、宇宙・海洋分野の取組を推進する。宇宙分野では、「宇宙基本計画」[23]や「宇宙技術戦略」[24]に基づき、宇宙戦略基金、準天頂衛星、ＪＡＸＡの施設設備整備を推進する。また、宇宙輸送、通信及びデータ利活用の推進や、関連法令の制度検討・審査体制の整備に取り組むとともに、司令塔機能を担う宇宙開発戦略本部の下で事務局の組織体制の充実を図り、「宇宙基本計画」の改定に着手する。海洋分野では、第４期「海洋基本計画」[25]や「海洋開発等重点戦略」[26]等に基づき、低潮線保全等の取組[27]を総合的に推進するとともに、「我が国の北極政策」[28]の改定に着手する。また、司令塔機能を担う総合海洋政策本部の下で事務局の組織体制の充実を図る。領海等の保全の活動拠点としての重要な役割を果たしている有人国境離島地域について、改正法[29]を踏まえ、滞在型観光の促進や先端技術の実証・実装など、その保全及び地域社会維持のための施策を更に充実し、推進する。

（規制・制度改革の徹底）

「規制改革実施計画」を強力に推進する。同計画に盛り込まれた全ての規制改革事項を着実かつスピード感を持って実行することで、民間投資と技術革新を促進し、企業等が将来にわたって挑戦できる環境を整備する。

ＡＩ時代に対応する規制・制度改革の在り方として、府省庁横断の連携体制を強化しながら、情報収集・分析の効率化、調査・実証の早期化、各規制改革関連制度の積極活用、検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化に取り組む。規制改革推進会議において、事務局の組織体制の充実を図るとともに、成長戦略に資する新たな議論を行いながら、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせた利用者目線の規制・制度改革を徹底する。ＡＩやドローンなどの新たな技術の社会実装、医療等データの一次利用及び二次利用の一体的制度設計、ローカルルールの見直しなどを推進するとともに、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、安全・安心の確保や適切な労働環境の確保を前提に、諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める。特に、自動運転の特性に対応した関連法令の見直しなどに取り組む。

（企業の経営力向上）

コーポレートガバナンスを成長志向型へと転換し、企業と機関投資家の双方が中長期的な企業価値向上を意識し、必要な成長投資や事業ポートフォリオの見直しが促されるよう、改訂「コーポレートガバナンス・コード」と「成長投資ガイダンス」の普及・実装を促す。

---

[22] 地理空間情報活用推進基本計画。
[23] 令和５年６月 13 日閣議決定。
[24] 「宇宙技術戦略」（令和７年度改訂）（令和８年２月 24 日宇宙政策委員会）。
[25] 令和５年４月 28 日閣議決定。
[26] 令和６年４月 26 日総合海洋政策本部決定。
[27] 北極域研究船「みらいⅡ」による国際連携、「しらせ」後継船による南極輸送体制構築及び超深海探査母船の建造を含む。
[28] 平成 27 年 10 月 16 日総合海洋政策本部決定。
[29] 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 54 号）。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

（個性を活かした地域づくり）

強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」[47]の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策やWell-being実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。

「地域未来戦略」の推進に向けて重要な役割を担う北海道開発を推進する。食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、ＧＸやＡＩ・ＤＸ産業の集積促進、北方領土隣接地域一体での安定振興を進める。ウポポイの充実などアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。

（持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消）

持続可能で活力ある日本列島を実現するため、二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や、令和の都市（まち）リノベーションによる稼ぐ力と防災力の強化や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る[48]。

総合的なインフラマネジメントを推進する。メンテナンスは予防保全型へと転換し、見える化を進める。老朽化対策とまちづくりを連携させ、優先度を踏まえた対策や集約・再編、新技術等による分散を推進する。インフラマネジメントを支える主体間の広域的・分野横断的な連携・協働を進める。まちづくりの高度化に向け、建築・都市のＤＸやジオＡＩの取組を進展させる。

防災等に資する空き家対策と所有者不明土地等対策[49]を一体的・総合的に推進する。優良な不動産ストックの形成・流通・利活用[50]、住宅ストック価値の最大化と住生活を支える基盤の再構築に取り組む。住宅ローンの金利リスクの普及啓発を含め総合的に取り組む。健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進める。ハード・ソフト一体となった流域総合水管理を推進し、流域治水の加速化・深化、渇水対策、発電等の水利用、流域環境の保全・創出に取り組む。

地域の成長を阻む移動制約の打破に向け、集中対策期間[51]の先も見据え、地域輸送資源の最大活用等による「交通空白」解消の取組の深化・加速化や、地域交通ＤＸ、規制改革等

[47] 沖縄の経済界や地元自治体による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用を目指す構想。
[48] 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）。
[49] 地籍調査・法務局地図作成、相続登記等を含む「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和８年６月５日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に基づく取組。
[50] 公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保を含む。
[51] 2025～2027 年度。

を通じて、自動運転社会の早期実現と移動の足不足の解消に取り組む[52]。

成長投資を支える基盤であり、国土軸ともなる高規格道路、整備新幹線[53]、リニア中央新幹線[54]、また、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、渋滞対策、モーダルコネクトの強化、航空・海運ネットワークの維持・活性化[55]を推進し、担い手の確保・育成に取り組む。成田空港の機能強化、道路・鉄道アクセス整備、周辺の産業集積、農林水産物輸出拠点化を府省庁横断的に進める。その他国際空港アクセス鉄道、在来線の高速化、基本計画路線のケーススタディを通じた検討の深化、ローカル鉄道の再構築、鉄道ネットワークの財源確保、バスのキャッシュレス化、良好な自転車利用環境の整備・活用を進める。陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送、自動物流道路の推進等の物流効率化、脱炭素化等を加速化する[56]。

（持続可能な観光立国の実現）

2030年訪日客数6,000万人・消費額15兆円等の目標達成に向け、地方誘客推進等インバウンドの戦略的な誘客、国内交流・アウトバウンド拡大、宿泊業等観光産業の強靱化に取り組む。同時に、オーバーツーリズム対策を強化し、住民生活の質の確保との両立を図る[57]。

（農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化）

我が国経済は国民生活の安定があってこそ成り立つものであり、生産者の急減が見込まれる中で、国民がいかなるときにも安全で栄養面でも良質な食料を確保できるよう、食料安全保障の強化と、その基盤となる農林水産業の振興に取り組む。

国内外の需要拡大と供給力の強化を図るため、農林水産業分野への投資を促進する。世界トップレベルの技術を誇る植物工場や陸上養殖等のフードテックへの投資及び国内外市場への展開、スマート技術や新品種の開発・実装、輸出産地の育成等を促進するとともに、政府一体となった海外の商流開拓体制の強化等により、米やノングルテン米粉、和牛肉を含めた国産農林水産物・食品の国内外の需要創出・拡大に取り組む。

農業構造転換集中対策期間（令和７～11年度）において、機動的・弾力的な対応により別枠での必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方を含む施策の推進体制を確保した上で、農地の大区画化や中山間地域におけるきめ細かな整備、共同利用施設の再編集約・合理化等を集中的・計画的に進め、生産性の向上を図る。また、「食料・農業・農村基本計画」[58]に基づき、令和９年度から新たな水田政策を創設し、水田・畑に関わらず、収量に応じた単価での支援により生産性向上を進めるとともに、中山間地域等直接支払の対象農地の拡大やプッシュ型の取組により、地域の営農や共同活動の継続を図る等の見直しを行う。これらと地域計画の見直しや農地バンクの機能発揮、経営安定

---

[52] 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第35号）及び「「交通空白」解消に向けた取組方針2026」（令和８年６月10日国土交通省「交通空白」解消本部決定）。
[53] 必要な調査等を進め、未着工区間の早期整備に向けて取組を進める。
[54] 沿線自治体と連携して、最速2037年の全線開業に向けた財政投融資による支援も踏まえ、できる限り早期の全線開業に向けて、必要な指導や技術的支援を行う。
[55] 「国内航空のあり方に関する有識者会議報告書」（令和８年５月29日）も踏まえる。
[56] 「総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）」（令和８年３月31日閣議決定）。
[57] 「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）。
[58] 令和７年４月11日閣議決定。